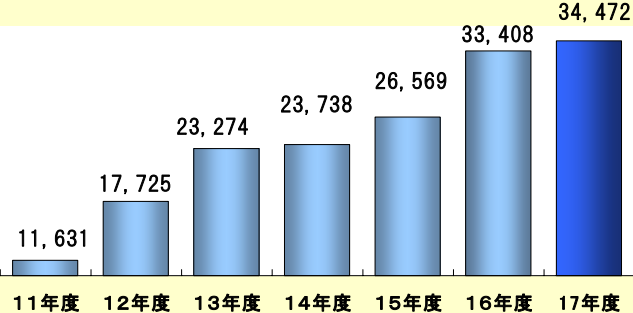


児童虐待の現状と対策について

○ 児童虐待防止対策は、社会全体として早急に取り組むべき課題。

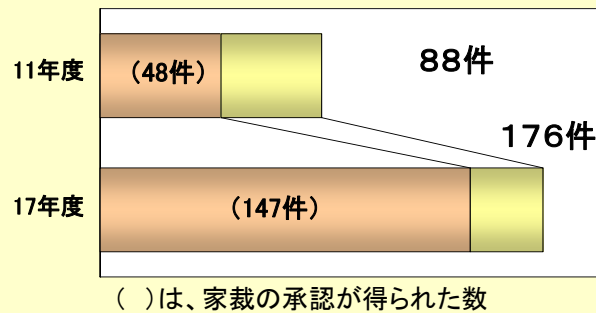
虐待相談対応件数

虐待防止法施行前の3倍に増加



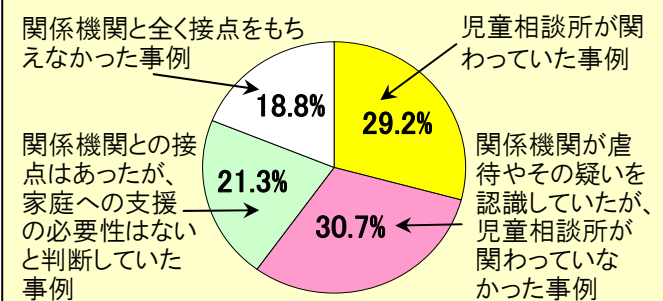
強制入所措置申立件数

強制入所措置のための家庭裁判所への申立件数も増加



死亡事例の発生

児童虐待防止法施行後も、虐待死亡事例は発生 (H12.11.20~H16.12.31 202件)



○ 児童虐待を防止し、児童の健全な心身の成長、自立を促すためには、切れ目のない総合的な支援が必要。

発生予防

早期発見・
早期対応

保護・支援

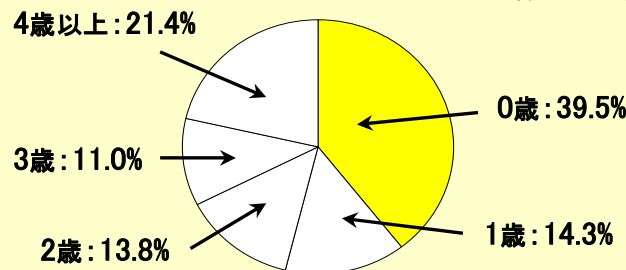
虐待は、

- ・ 身体発育の阻害
- ・ 知的発達の阻害
- ・ 情緒面の問題
- ・ 世代間連鎖

なども引き起こすと言われている。

死亡事例の約4割は、0歳児

(H.12.11.20~H16.12.31 202件(210人))



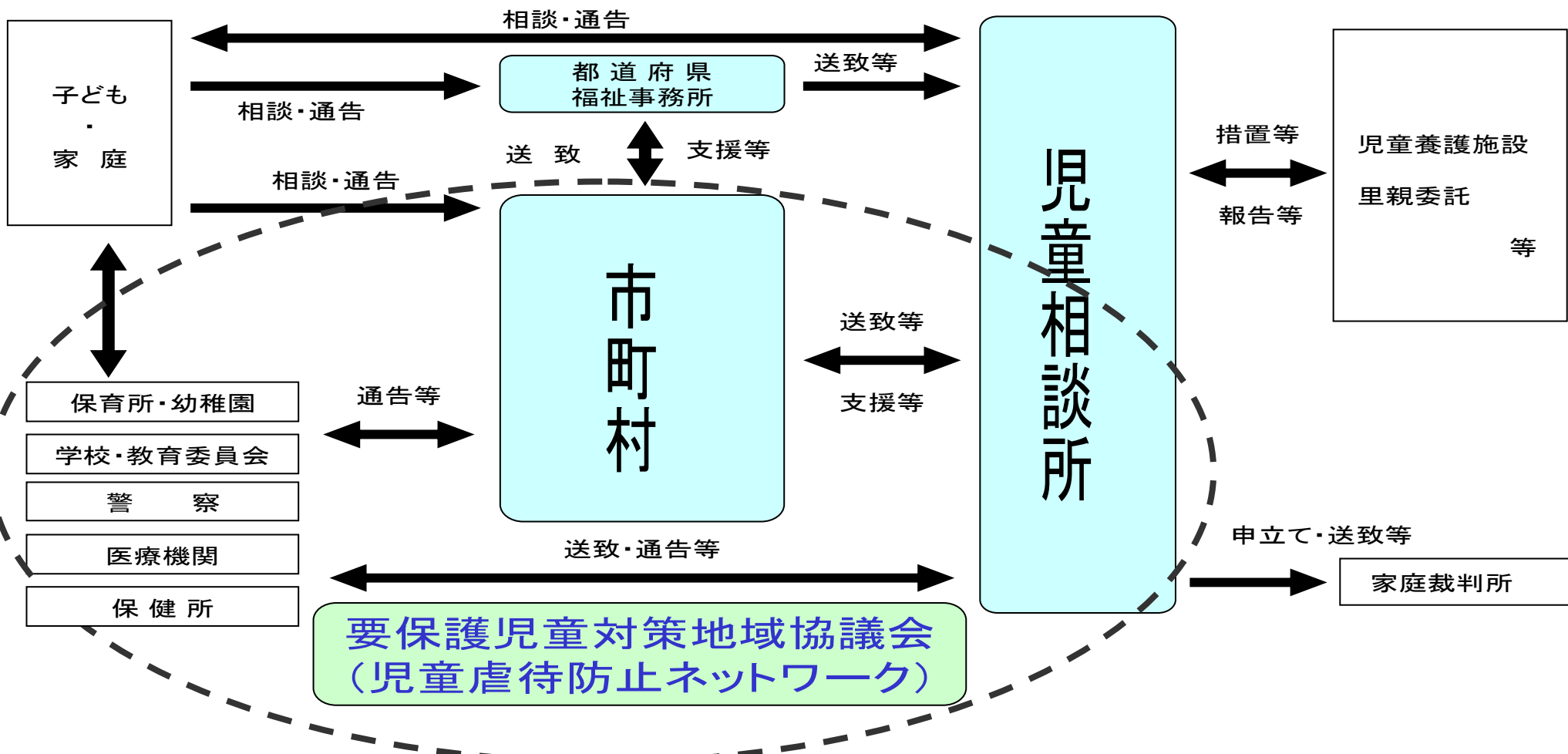
○ 児童養護施設の入所率

88.2% (平成17年3月末日現在)

○ 児童養護施設への新規入所児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合

62.1% (平成16年度)

- 児童虐待の防止に当たっては、地域の関係機関が、相互に連携して対応していくことが不可欠。
- 特に、要保護児童対策地域協議会を核に、地域における児童家庭相談体制の充実を図っていくことが必要。



関係機関の連携が課題となった最近の事例(参考)

乳児院への入所措置停止中に2歳7か月の女児が両親から暴行を受け、死亡した事例

- ・実母(24歳)と養父(25歳)、3歳9か月の姉(乳児院への入所履歴あり)の4人家族
- ・姉の乳児院退所に合わせて女児が乳児院に入所し、2年4か月を乳児院で育つが、両親の自宅引き取りに対する強い希望により、保育所入所を前提に死亡2か月前に入所措置を停止
- ・しかし、両親は保育所に入所させず、帰宅後間もなく虐待
- ・市担当者が家庭訪問を実施しようとしたが、両親は都合が悪いなどと拒否し、訪問できず。児童相談所が訪問するも不在で会えず。公的機関との接触は死亡1か月前に養父が保育所入所手続きの相談で市役所を訪れた際に市職員が対応したのみ
- ・死亡当日早朝、女児がぐったりしていたため両親が病院に連れて行くと、心肺停止の状態であり、死亡が確認された
- ・事件後の検証委員会では、市町村合併に伴う支援の低下、要保護児童対策地域協議会の活用不足、家庭復帰(入所措置停止)に関する検討不足等の課題が指摘された

3歳7か月の男児が実母に首を絞められ死亡した事例

- ・実母(34歳)と実父(38歳)の3人家族
- ・死亡の1年3か月前に近隣住民から警察に通報するが虐待は確認できず。通報者は市にも連絡、市から児童相談所へ情報提供
- ・実父より、実母の精神不安定について保健所に相談
- ・再び近隣住民より通報あり、児童相談所は一度家庭訪問を実施。その後保健所及び市保健センターと連絡をとりながら実母の受診状況、男児の健診受診状況等を確認するが、4か月ほど関与して相談対応を終結した
- ・保健所は、主に実父と連絡をとりながら実母の状態を把握。実母は一度他県にある実家に帰郷するが、2か月ほどで帰宅
- ・死亡の約5か月前から市障害福祉課に男児の保育所入所について実父母から相談あり。保健師が家庭訪問を実施。実父から精神保健福祉手帳の申請についても相談
- ・死亡の3か月前に保育所入所。同時期に市健康管理課で男児の3歳児健診を実施。(その際、男児に言葉の遅れがあり発達遅滞の可能性が発覚)
- ・その後、実母の状態悪化のため保育時間の延長希望について実父より市障害福祉課に相談あり。その10日後に事件発生

市町村における児童家庭相談体制の状況について

- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、発生予防や保護・支援を適切に実施していくためには、地域における児童家庭相談体制の充実が不可欠。
- 特に、その基盤となる要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）については、共同設置も含め、地域の実情に即した形で、一日も早く設置を完了するとともに、機能強化を図ることが必要。
- また、市町村の児童家庭相談体制についてみると、夜間・休日の対応、業務マニュアルの策定など、更なる体制強化が必要。

（平成18年4月1日現在・速報値）

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
北海道	83.9%	63.7%
青森県	37.5%	80.0%
岩手県	60.0%	80.0%
宮城県	86.1%	62.9%
秋田県	32.0%	36.0%
山形県	100.0%	48.6%
福島県	26.2%	39.3%
茨城県	56.8%	63.6%
栃木県	54.5%	24.2%
群馬県	56.4%	51.3%
埼玉県	95.8%	72.9%
千葉県	73.2%	69.1%
東京都	69.4%	51.6%
神奈川県	100.0%	43.8%
新潟県	60.0%	34.3%
富山県	86.7%	40.0%

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
石川県	84.2%	72.2%
福井県	100.0%	100.0%
山梨県	75.9%	72.4%
長野県	40.7%	51.9%
岐阜県	100.0%	76.2%
静岡県	92.9%	95.1%
愛知県	87.3%	83.9%
三重県	62.1%	51.7%
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	57.1%	59.3%
大阪府	100.0%	68.3%
兵庫県	85.4%	40.0%
奈良県	59.0%	82.1%
和歌山県	60.0%	60.0%
鳥取県	84.2%	68.4%
島根県	81.0%	33.3%

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
岡山県	65.5%	41.4%
広島県	65.2%	63.6%
山口県	77.3%	95.5%
徳島県	91.7%	58.3%
香川県	76.5%	64.7%
愛媛県	40.0%	100.0%
高知県	54.3%	28.6%
福岡県	39.1%	43.3%
佐賀県	52.2%	17.4%
長崎県	60.9%	34.8%
熊本県	77.1%	52.1%
大分県	72.2%	77.8%
宮崎県	45.2%	25.8%
鹿児島県	49.0%	79.6%
沖縄県	43.9%	7.3%
合計	69.0%	58.8%

※1 速報値であり、今後数値が変動することもあり得る。

※2 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）は、指定都市を含む。

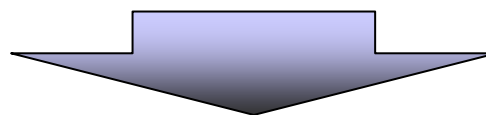
※3 夜間・休日の相談体制は、指定都市を除く。

児童家庭相談における市町村の役割

市町村の役割

児童福祉法の改正(平成16年改正)

- 市町村は、業務として児童相談に応じることが明記されるとともに、要保護児童の通告先に追加される。(あらゆる種類の相談・通告に対応する必要がある。)
- 専門的な知識及び技術を必要とする相談については、児童相談所の援助や助言を求めなければならない。



- 自ら対応可能と考えられる比較的軽微な事例への対応
- 重篤な事例に関する窓口
- 自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理

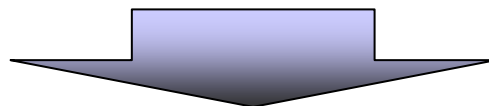
具体的には・・・

- ※ 住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微な事例については、市町村中心に対応する
- ※ 事例の緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難な事例については児童相談所に直ちに連絡する
- ※ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る

市町村に求められる体制

児童福祉法の改正(平成16年改正)

- 業務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。



相談窓口の設置

- ・ 住民への周知は必須
- ・ 複数窓口の設置も可能
- ・ 児童福祉担当課と母子保健担当課がそれぞれ役割を果たしつつ、連携を図っていくことが不可欠

必要な体制の整備

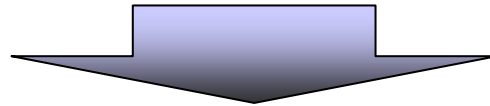
- ・ 児童福祉司たる資格を有する職員等の配置
- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置と調整機関の指定
- ・ 業務マニュアルの作成 など

夜間・休日の対応

- ・ 当直体制の整備に努めることはもちろん、地域の実情に応じ、
- ・ 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携、輪番制等により担当する
- ・ 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する
- ・ 児童相談所と事前に調整した上で、児童相談所に自動転送することとするなどの手法により対応する。

都道府県(児童相談所)の役割

- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる。
- 立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置は都道府県(児童相談所)のみが行使可能。
- 市町村に対し必要な援助を行う。



- 市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行う。
- 個別の事例に関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行う。
- 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難な事例の送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う。
- 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う。

要保護児童対策地域協議会について

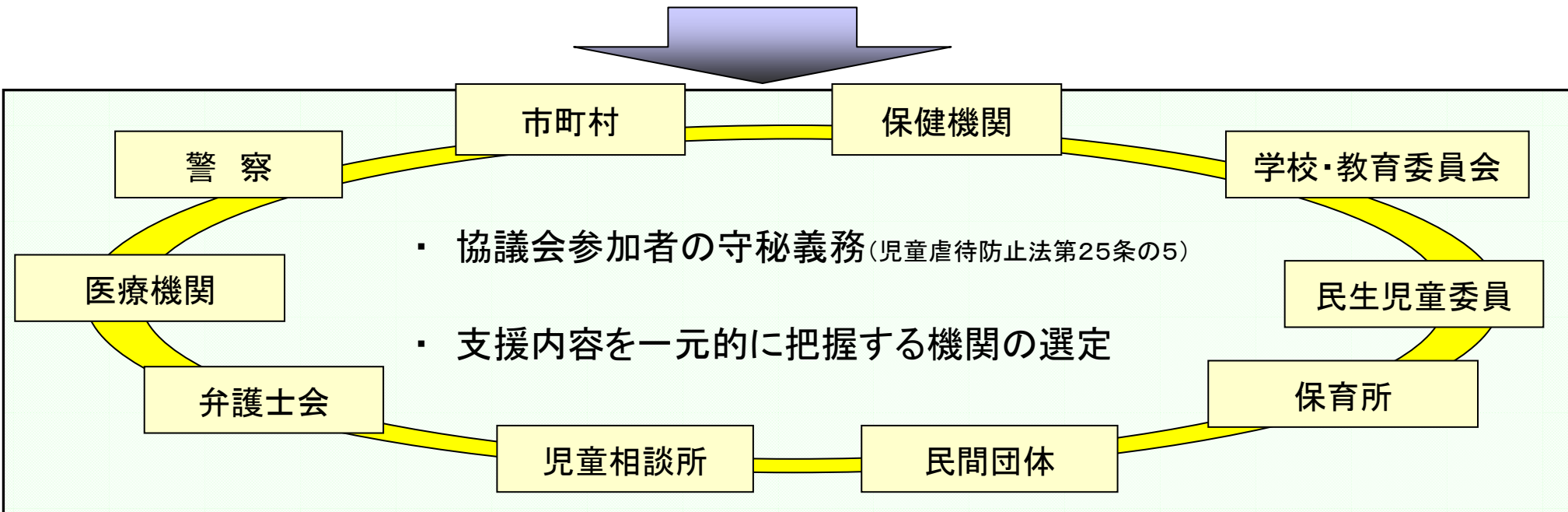
果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

要保護児童対策地域協議会の事例①:大阪府泉大津市(人口:78,190人[平成18年4月1日現在])

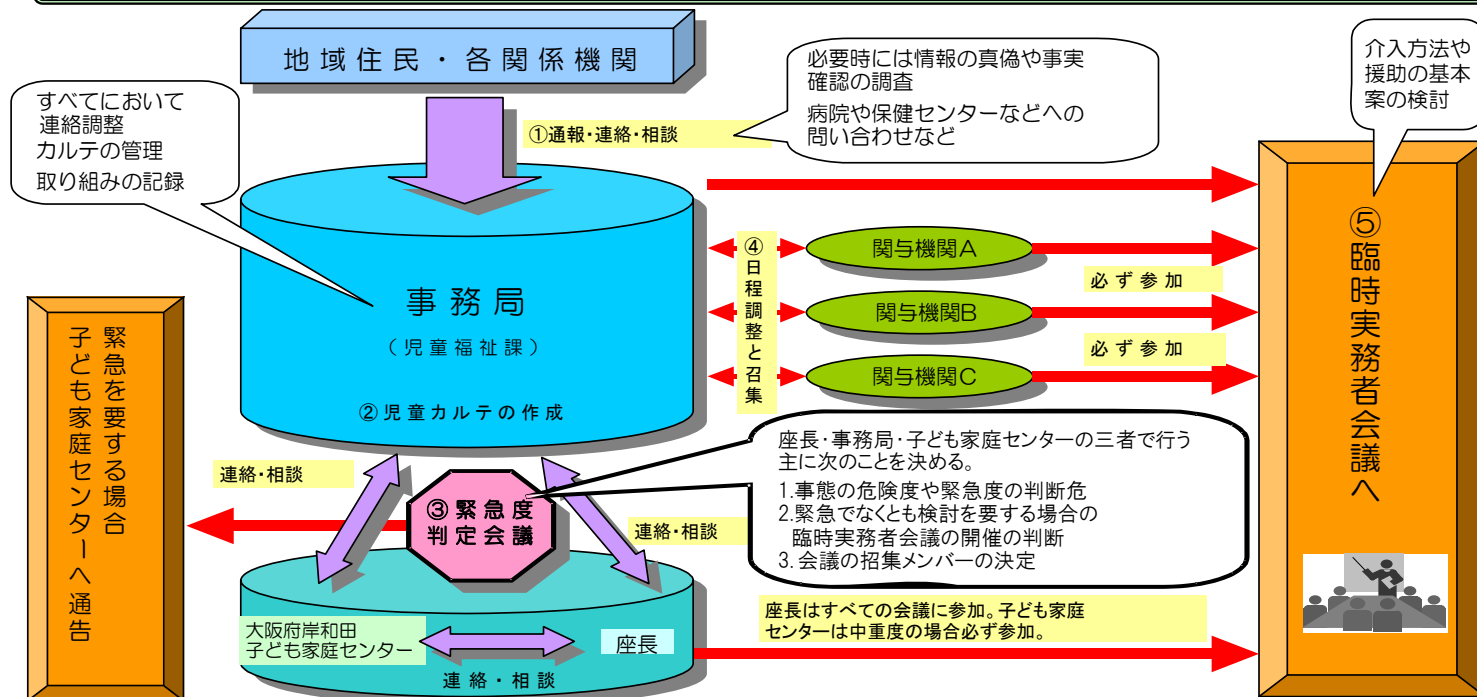
- 要保護児童対策地域協議会 平成17年10月(虐待防止ネットワークは平成11年7月設立)
- 事務局 泉大津市健康福祉部児童福祉課
- 代表者会議は年1回、実務者会議は年2回、臨時実務者会議(個別ケース検討会議)は随時
- 通告後の対応

・市に虐待ケースの通告があった場合には、市児童福祉課が事務局となり、緊急度判定会議を開催し、児童相談所とともに判定。

・その後、臨時実務者会議(個別ケース検討会議)を開催し、介入方法や援助の基本案の検討を行う。

泉大津市児童虐待防止ネットワーク(CAPIO)ケース対応システム

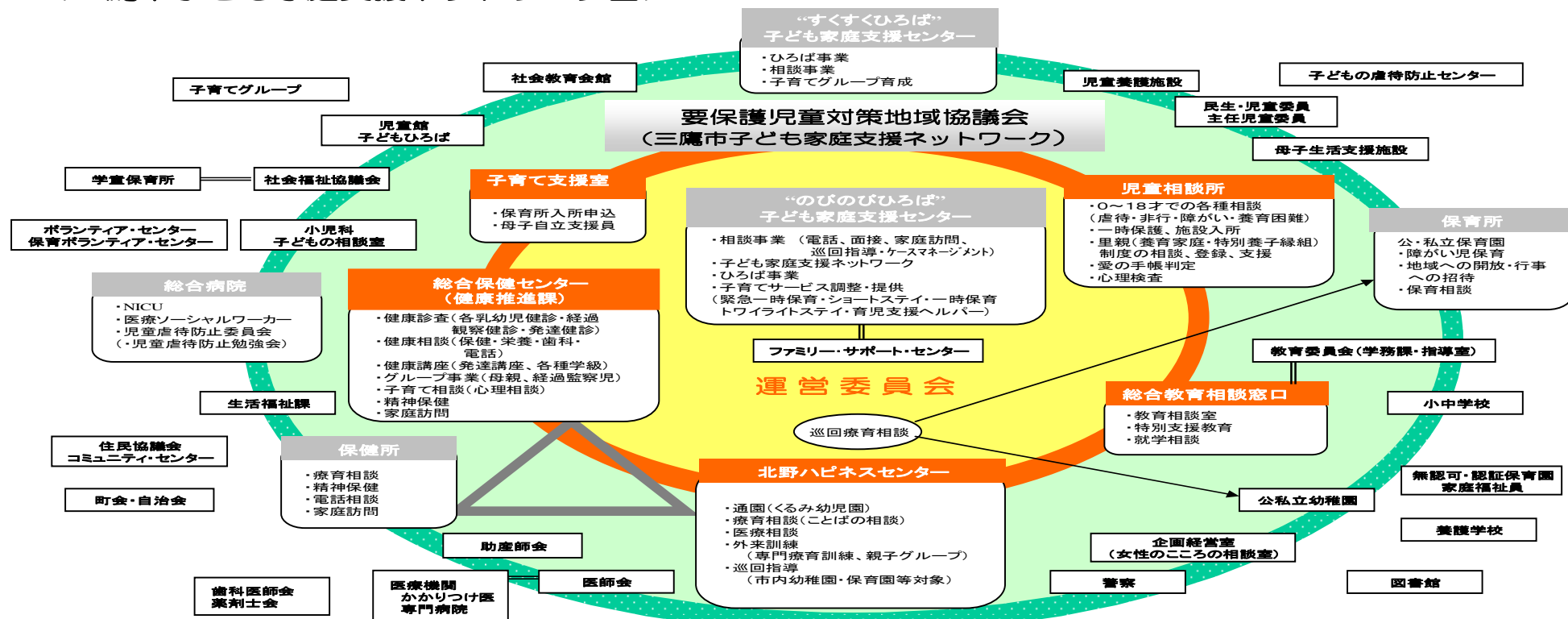
①虐待の疑いが発見されてから事務局(児童福祉課)による把握と会議(チーム)が招集されるまで



要保護児童対策地域協議会の事例②：東京都三鷹市(人口:171,302人〔平成18年4月1日現在〕)

- 要保護児童対策地域協議会 平成18年3月
(虐待防止ネットワーク:平成14年4月設立(前身の子ども相談連絡会は平成2年に設立。))
- 事務局 三鷹市子ども家庭支援センター
- 代表者会議は年1回、実務者会議は2月に1回、個別ケース検討会議は随時
- 通告後の対応
 - ・市に虐待ケースの通告があった場合に、家庭訪問を実施する。(必要に応じて児童相談所と共に行う。)
 - ・その後、個別ケース検討会議を開催し、情報共有、援助方針の決定、役割分担の確認などを行う。

<三鷹市子ども家庭支援ネットワーク図>



要保護児童対策地域協議会の事例③：三重県志摩市(人口:60,691人[平成18年4月1日現在])

- 要保護児童対策地域協議会 平成17年6月(虐待防止ネットワークは平成14年6月設立(旧阿児町))
- 事務局 志摩市健康福祉部児童福祉課
- 代表者会議は年3回、実務者会議は月1回、個別ケース検討会議は必要時
- 通告後の対応
 - ・市に虐待ケースの通告があった場合には、児童相談所へ連絡し助言・指導を受けつつ、児童相談所と協働して対応にあたる。
 - ・その後、個別ケース検討会議を開催し、情報共有、支援策の検討、役割分担の確認などを行う。

三重県志摩市・子ども家庭支援ネットワーク 全体図

